

指定管理料スライド制度の手引

姫路市

令和8年（2026年）1月

【目次】

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1 指定管理料スライド制度の概要・・・・・・・・	2
2 賃金スライド・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
3 物価スライド・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4 指定管理料の変更に関する作業の流れ・・	8
5 その他の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・	9

【様式集】

(様式1) 賃金・物価スライド対象経費計算書

(様式2) 賃金・物価スライドによる令和○年度指定管理料の増減見込額の算出について

(様式3) 賃金・物価スライドによる令和○年度指定管理料の増減額の決定について

(様式4) 賃金・物価スライド対応実績報告書

はじめに

これまで指定期間中の賃金・物価水準の変動による影響は、あらかじめ事業者が想定した上で応募するものとして、指定管理料に反映することはしていませんでしたが、近年は最低賃金の上昇や物価高騰による管理運営経費の増加が、指定管理施設の管理運営に大きな影響を及ぼしています。

今後も、賃金・物価水準の更なる上昇が見込まれることから、指定管理施設の安定的な管理運営を図るため、賃金・物価水準を測る指標等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の指定管理料を変更する仕組み（以下、「指定管理料スライド制度」という。）を導入します。

1 指定管理料スライド制度の概要

(1) 基本的な考え方

指定期間2年目以降の指定管理料について、指定管理者が公募時に積算した人件費、物件費（修繕費、電気料金（電力入札によるもの）、上下水道使用料は除く）を基として、賃金・物価水準の変動を反映するための見直しを行い、算出したスライド額を翌年度の指定管理料に反映します。

(2) 対象施設

令和8年度以降、公募による募集を行う指定管理施設に対して、制度導入・更新時に順次導入していきます。

(3) 適用時期

指定期間2年目以降の指定管理料からスライド制度を適用します。指定管理初年度の指定管理料については、公募時の積算において応募時点での賃金・物価水準が反映されていると考えられるため、適用しません。

(4) 指標

① 賃金水準

ア 正規雇用職員等の人件費

兵庫県人事委員会が公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」の民間給与から算出した年間の給与額

イ 臨時雇用職員等の人件費

兵庫労働局が公表する兵庫県最低賃金

② 物価水準

ア 光熱費を除く物件費

消費者物価指数（生鮮食品及びエネルギーを除く総合）（神戸）

イ 光熱費

消費者物価指数（エネルギー）（神戸）

(5) 指定管理者の負担

賃金・物価水準の変動率の±1.0%の範囲は指定管理者の負担とします。具体的には、支給額の計算において、毎年度のスライド額の合計が上昇率の1%に達するまでスライド額を支給せず（賃金・物価水準が下がった場合も同様。）、また賃金・物価水準の変動は翌年度以降の指定管理料に反映するため、当該年度の変動は指定管理者の負担とします。

(6) スライド額の算出方法

賃金・物価水準の各指標の数値を前年度と比較して変動率を算出します。この変動率に対し、指定管理者の負担となる±1.0%を加減し、初年度からの伸び率を加味してスライド率を算出し、公募時に提案された各年度の人件費、物件費に対してスライド率を乗じ、次年度の指定管理料へ反映します。変動率±1.0%の範囲内は指定管理者の負担とするため、対象年度の変動率が±1.0%の範囲内の場合、スライド率は前年度の率を適用します。

〔対応イメージ〕



2 賃金スライド

(1) 対象

① 対象となる職員

指定管理施設で働く職員のうち、指定管理者から直接雇用されている者として。一部業務の再委託や自主事業による事業者の職員や人材派遣委託による職員は対象外となります。

② 対象となる人件費

労働基準法第11条に規定される賃金のうち、賃金水準の変動による影響を受けるものとします。

＜労働基準法（抜粋）＞

第11条 この法律で賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として使用者が労働者に支払うすべてのものをいう。

なお、通勤手当その他賃金水準の変動により直接的な影響を受けないものについては、対象外となります。

- ・（対象となる人件費） 給与・賃金、賞与（期末・勤勉手当）、社会保険料 等
- ・（対象外の人件費） 通勤手当、健康診断費、勤労者福祉共済掛金 等

※各指定管理者の給与形態等によって、手当等の内容、取扱いは異なり、一律的な区分は困難であるため、指定管理者の実情等に応じて適切に分類するものとします。

(2) 雇用形態の区分

指定管理施設で雇用されている職員を雇用形態別に次の2つに分類します。

① 正規雇用職員等：次の条件をすべて満たす者

- ア 契約期間が指定期間と同等か、それ以上の長期間である
- イ フルタイム労働をしている

想定される呼称：「正社員」「社員」

② 臨時雇用職員等：①で挙げた条件を、1つでも満たさない者

想定される呼称：「パート」「アルバイト」

ここで示した雇用形態別の条件は、あくまで例です。具体的な区分は、施設ごとに異なるため、公募時に示された業務の基準や仕様書等を踏まえ、実際の雇用状況に応じて適切に判断してください。

(3) 配置予定人数の算出

各年度の人件費を算出する際の配置予定人数は、「賃金・物価スライド対象経費計算書（様式1）」で提案します。なお、ここでの配置予定人数とは、雇用総人数ではなく、人工を指します。

(4) 賃金スライド額の計算式



(5) 賃金水準の変動率

雇用形態ごとにそれぞれの指標を用い、下記の計算式で算出します。

① 正規雇用職員等

ア 指標

兵庫県人事委員会が公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」の民間給与から算出した年間の給与額

イ 算出方法

下記の式により求められた値を小数点第三位で四捨五入して算出します。

【(N+1) 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)＝兵庫県人事委員会が公表する「職員の給与等に関する報告及び勧告」における「民間従業員の給与(月例給)」×「12 か月分」＋「特別給の支給割合」を前年度の同式と比較して算出した率

$$\text{変動率} = \frac{\{N \text{ 年度月例給} \times (12 + N \text{ 年度特別給割合})\} - \{(N-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (N-1) \text{ 年度特別給割合})\}}{\{(N-1) \text{ 年度月例給} \times (12 + (N-1) \text{ 年度特別給割合})\}} \times 100$$

② 臨時雇用職員等

ア 指標

兵庫労働局が公表する兵庫県最低賃金

イ 算出方法

下記の式により求められた値を小数点第三位で四捨五入して算出します。

【(N+1) 年度の指定管理料の場合】

変動率(%)＝兵庫県最低賃金の額を前年度と比較して算出した率

$$\text{変動率} = \frac{N \text{ 年度兵庫県最低賃金} - (N-1) \text{ 年度兵庫県最低賃金}}{(N-1) \text{ 年度兵庫県最低賃金}} \times 100$$

③ 算出例

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
対象人件費（円）	20,000,000	20,400,000	20,800,000	21,200,000	21,600,000
変動率（％）		2.0	0.0	3.0	△2.0
指定管理者負担差引（±1.0％）		1.0	0.0	2.0	△1.0
スライド率（％）		1.0	1.0	3.02	1.99
スライド額（円）		204,000	208,000	640,240	429,797

※1：対象人件費（収支予算）は、初年度 20,000 千円から、毎年の定期昇給分が 400 千円増加している想定

※2：スライド率は前年度スライド率に±1.0%を加減した当該年度変動率を乗じた値
（例：4 年目 $1.01 \times 1.02 = 1.0302$ ）

(6) 賃金水準の変動率がマイナスとなった場合の対応について

賃金水準の変動による人件費の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、賃金水準の変動率がマイナスとなった場合、スライド率の算出へ反映させることにより、指定管理料が減額する場合があります。

(7) 指定管理料の変更分の取扱いについて

指定管理施設の管理運営業務においては、自らの創意工夫により弾力的な組織運用を効率的かつ効果的に行うことが、指定管理者に求められています。

変更分については、賃金水準スライドの主旨に則り人件費に充てることとしますが、職員への支払いの時期や方法等、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとします。

(8) 指定期間中に基礎単価または人員配置が変更となる場合

突発的な職員欠員への対応や、臨時的増員等、年度途中の人員構成の一時的な変更に伴う人件費の変動については、指定管理者の負担とします。

一方、複数年度にわたるような、恒常的かつ大幅な職員構成等の変更となる場合は、協議により翌年度以降の基礎単価や職員構成を改めることができるものとします。改める場合は、翌年度の見直しを行うまでに指定管理者の申し出により協議を行うこととします。

3 物価スライド

(1) 対象

物件費のうち物価水準の変動による影響を受けるものとします。

なお、物価水準の影響ではなく、市の入札や判断により変動する電気料金及び上下水道使用料や、費用負担の分担が決まっている修繕費は対象外とします。

- ・(対象となる物件費) 修繕費、電気料金(電力入札によるもの)、上下水道使用料を除く物件費として計上したすべての経費
- ・(対象外の物件費) 修繕費、電気料金(電力入札によるもの)、上下水道使用料

対象となる物件費について、光熱費を除く物件費と光熱費の2つに分類します。

(2) 物価スライド額の計算式



(3) 物価水準の変動率

光熱費を除く物件費と光熱費とそれぞれの指標を用い、下記の計算式で算出します。

① 光熱費を除く物件費

ア 指標

消費者物価指数 (生鮮食品及びエネルギーを除く総合) (神戸)

イ 算出方法

下記の式により求められた値を小数点第三位で四捨五入して算出します。

② 光熱費

ア 指標

消費者物価指数 (エネルギー) (神戸)

イ 算出方法

下記の式により求められた値を小数点第三位で四捨五入して算出します。

【(N+1) 年度の指定管理料の場合】

変動率(%) = 「N-2年度10月～N-1年度9月の消費者物価指数の平均」を「N-1年度10月～N年度9月の消費者物価指数の平均」と比較して算出した率

$$\text{変動率} = \frac{\{N \text{ 年度の消費者物価指数} - \{(N-1) \text{ 年度の消費者物価指数}\}}{\{(N-1) \text{ 年度の消費者物価指数}\}} \times 100$$

③ 算出例

	1 年目	2 年目	3 年目	4 年目	5 年目
対象物件費（円）	10,000,000	10,000,000	10,000,000	10,500,000	10,500,000
変動率（％）		3.0	1.0	4.0	△2.0
指定管理者負担差引（±1％）		2.0	0	3.0	△1.0
スライド率（％）		2.0	2.0	5.06	4.01
スライド額（円）		200,000	200,000	531,300	420,987

※：スライド率は前年度スライド率に±1.0%を加減した当該年度変動率を乗じた値

（例：4 年目 $1.02 \times 1.03 = 1.0506$ ）

(4) 物価水準の変動率がマイナスとなった場合の対応について

物価水準の変動による物件費の見直しは、社会一般の情勢に合わせて行うものであり、物価水準の変動率がマイナスとなった場合、スライド率の算出へ反映させることにより、指定管理料が減額する場合があります。

(5) 指定管理料の変更分の取扱いについて

指定管理施設の管理運営業務においては、自らの創意工夫により弾力的な組織運用を効率的かつ効果的に行うことが、指定管理者に求められています。

変更分については、物価水準スライドの主旨に則り物件費に充てることとしますが、実務上の取扱いについては指定管理者の裁量によるものとします。

4 指定管理料の変更に関する作業の流れ

(1) 公募・選定時

応募者は、見直しの基礎となる「対象経費計算書」を提出します。（※）

※人件費は雇用形態別の基礎単価及び配置予定人数を、物件費は各項目の基礎単価を記載します。指定期間中に増減等がある場合はその理由を記載します。

(2) 指定期間中

ア 見直し実施年度（各年度の前年度）

施設マネジメント室は、人件費及び物件費に係る変動率を算出し、対象となる施設所管課に通知します。施設所管課は、変動率を基に、翌年度の指定管理料スライド対象分の人件費及び物件費を算出し、指定管理者に通知（様式2及び3）します。

指定管理者は、通知を受けて翌年度の事業計画書及び収支予算書に反映し、協議の上、年度協定を締結します。

イ 2年目以降各年度中

賃金・物価水準の変動を反映した指定管理料が支払われます。指定管理者はこれを原資として、賃金・物価水準の変動に適切に対応します。また、施設職員に対して、本制度の実施について、文書の掲示や打ち合わせ等を通じて周知します。

ウ 年度終了後

指定管理者は、前年度の事業報告書の提出に加え、「賃金・物価スライド対応実績報告書（様式４）」を提出します。

姫路市は、事業報告書及び賃金・物価スライド対応実績報告書を基に、賃金・物価水準の変動に伴う指定管理料の対応状況について確認を行います。適正な取扱いが行われていなかった場合には、事実関係及び理由の確認を行います。

(3) 見直しの流れ

			姫路市	指定管理者
公募・選定時	応募書類提案時			・基礎単価、配置予定人数の提出
	基本協定締結時		・指定管理料スライドに関する事項については、基本協定書において内容を規定	
指定期間中	計算を行う年度	８～１０月頃	・賃金・物価水準の変動に基づいて、翌年度の人件費・物件費について見直し ・スライド額（計算結果）を指定管理者に通知（様式２）	・対象経費計算書等（様式１）を提出
		１～２月頃	・スライド額を指定管理者に通知（様式３）	・通知に基づき、翌年度の収支予算書を作成、提出
	翌年度	４月	・提出された収支予算書によって、年度協定（指定管理料の合意）を締結 ・指定管理料の支払い	
		４～３月	・モニタリング等の機会に月時報告等により、実態を確認	
	翌々年度	４～５月頃	・事業報告書等の確認	・事業報告書及び様式４を提出

5 その他の取扱い

(1) 指定期間開始日が４月１日以外の場合

新規施設など、指定期間の開始日が４月１日以外の施設については、翌年度の見直しを行うまでに指定期間が開始している場合、翌年度の指定管理料から見直しの対象

とします。

(2) PFI 法に基づく指定管理施設等

PFI 法に基づく指定管理施設、又は PFI 法に準じて指定を行う指定管理施設については、個別の事業契約に基づき調整を行うため、本制度は適用しません。

(様式 1)

※指定期間 5 年の場合

令和〇〇年(0000年)〇〇月〇〇日

(あて先) 姫路市長

〇〇センター指定管理者

株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

賃金・物価スライド対象経費計算書

〇〇〇〇(指定管理施設名)の指定管理者としての指定申請を行うにあたって、賃金・物価スライド対象経費を次のとおり提出します。

- 1 人件費に係る対象経費(単位:円)
別紙「対象経費計算書(人件費)」のとおりに提出します。
- 2 物件費に係る対象経費(単位:円)
別紙「対象経費計算書(物件費)」のとおりに提出します。

(様式 2)

令和〇〇年(0000年)〇〇月〇〇日

(指定管理者)

様

姫路市長 〇〇 〇〇

賃金・物価スライドによる令和〇年度
指定管理料の増減見込額の算出について（通知）

〇〇〇〇（指定管理施設名）の指定管理料に係る賃金・物価スライドにて参照する指標の変動率及び当該変動率による令和〇年度の指定管理料の増減見込額について、次のとおり算出したので通知します。

1 賃金水準の変動率及び賃金スライド額

(1) 正規雇用職員等

	令和〇年度
対象人件費 (※1) (a)	
賃金水準の変動率 (b)	
± 1 %を超える変動率 (c = b±1.0)	
スライド率 (d)	
賃金スライド額 (e = a×d)	

(2) 臨時雇用職員等

	令和〇年度
対象人件費 (※1) (f)	
賃金水準の変動率 (g)	
± 1 %を超える変動率 (h = g±1.0)	
スライド率 (i)	
賃金スライド額 (j = f×i)	

※1 対象人件費…スライド対象経費計算書（様式 1）にて提出された該当年度の対象人件費

2 物価水準の変動率及び物価スライド額

(1) 光熱費を除く物件費

	令和○年度
対象物件費 (※2) (k)	
物価水準の変動率 (l)	
±1%を超える変動率 ($m = l \pm 1.0$)	
スライド率 (n)	
物価スライド額 ($o = k \times n$)	

(2) 光熱費

	令和○年度
光熱費 (p)	
物価水準の変動率 (q)	
±1%を超える変動率 ($r = q \pm 1.0$)	
スライド率 (s)	
物価スライド額 ($t = p \times s$)	

※2 対象物件費…スライド対象経費計算書(様式1)にて提出された該当年度の対象物件費(合計)

3 賃金・物価スライド額の合計

_____ 円 ($u = e + j + o + t$)

4 賃金・物価スライド適用前の令和○年度指定管理料

_____ 円 (v) ※消費税及び地方消費税の額を含む

5 賃金・物価スライド適用後の令和○年度指定管理料

_____ 円 ($w = v + u$)

6 令和○年度指定管理料(協定書記載金額)

_____ 円 ($p = o$) ※消費税及び地方消費税の額を含む

7 指定管理料の増減見込額

_____ 円 ($q = m$)

(様式 3)

令和〇〇年(0000年)〇〇月〇〇日

(指定管理者)

様

姫路市長 〇〇 〇〇

賃金・物価スライドによる令和〇年度
指定管理料の増減額の決定について（通知）

〇〇〇〇（指定管理施設名）における賃金・物価スライドにて参照する指標の変動率を踏まえた令和〇年度の指定管理料の増減額について、次のとおり決定しましたので、通知します。

金額 _____ 円 増額・減額

(様式 4)

賃金・物価スライド対応実績報告書

1 基本情報

記入日：令和○年○月○日

施設名	
指定管理者名	
代表者名	

2 賃金スライド

(1) スライド額について、賃金スライドの趣旨を踏まえ、どのように活用しましたか

①、②、③から選択してください。③の場合は具体的な状況をご記入ください。

☐ ① 給与等の上昇につながった（一時金やベースアップにつなげたものを含む）

☐ ② 今後の昇給等のための原資とした

☐ ③ その他

③の場合、具体的な状況をご記入ください。

(2) 賃金スライドの実施について、業務に従事している皆さんに周知しましたか

①～④から選択してください。④の場合は具体的な状況をご記入ください。

☐ ① 文書の提示、掲示等で周知した

☐ ② 打合せ等で周知した

☐ ③ 周知していない

☐ ④ その他

④の場合、具体的な状況をご記入ください。

3 物価スライド

スライド額について、物価スライドの趣旨を踏まえ、どのように活用しましたか

①、②、③から選択してください。③の場合は具体的な状況をご記入ください。

☐ ① 物件費の補填につながった

☐ ② 今後の物件費の補填のための原資とした

☐ ③ その他

③の場合、具体的な状況をご記入ください。

4 その他自由意見

賃金・物価水準の変動に伴う指定管理料の対応状況や自由意見をお聞かせください。

--